

## 軽井沢町議会危機対策室設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における危機又は危機事象（以下「危機等」という。）に対処するための町議会の体制を整備し、もって町の危機管理の推進を図ることを目的として、軽井沢町議会危機対策室（以下「対策室」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対策室の設置)

第2条 議長は、町に次のいずれかの対策本部が設置されたときは、対策室を設置することができる。

- (1) 軽井沢町災害対策本部
- (2) 軽井沢町国民保護対策本部及び緊急対応事態対策本部
- (3) 軽井沢町新型インフルエンザ等対策本部
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めるもの。

2 議長は、対策室を設置したときは、直ちに議員及び町長に通知する。

(対策室の所掌事務)

第3条 対策室は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 町から機器等に関する情報の提供を受け、対策室院（次条第1項に規定する対策室員をいう。以下同じ。）に情報提供を行うこと。
- (2) 対策室員から危機等に関する情報を収集のうえ、集約し、町に情報提供を行うこと。
- (3) 災害地、避難所等の調査を行うこと。
- (4) 危機管理の推進について検討し、国、県等又は町に対し要望等を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、対策室長（次条第2項に規定する対策室長をいう。以下同じ。）が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 対策室は、全議員（災害等により、被災又は感染等で参集できない議員を除く。）をもって構成し、全議員が対策室員となる。

2 対策室長は、議長をもって充て、対策室の事務を総括する。

3 副対策室長は、副議長をもって充て、対策室長を補佐し、対策室長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 議長又は副議長に事故があるときは、議会運営委員長、総務常任委員長、社会常任委員長、予算決算常任委員長、広報広聴常任委員長がその順位に従いその職務を代理する。

5 対策室員は、対策室長の命を受け、対策室の事務に従事する。

(対策室会)

第5条 対策室に対策室会を置く。

2 対策室会は、対策室の事務について重要な事項を協議し、決定する。ただし、次の各号に掲げる事項については、対策室で決定する。

- (1) 第3条第1項第4号に規定する要望等の提出案及び提出の決定。
- (2) 前号に掲げるもののほか、対策室長が必要と認める事項。

- 3 対策室会は、対策室員のうち、対策室長が必要に応じて招集する。
- 4 対策室長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により対策室会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合において、特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話ができる方法（次項において「オンライン」という。）を活用した対策室会を開催することができる。
- 5 オンラインを活用した対策室会における表決の方法については、軽井沢町議会オンライン委員会における表決に関する内規の規定を準用する。

（対策室の解散）

第6条 対策室長は、次のいずれかに該当するときは、対策室会に諮り、対策室を解散することができる。

- (1) 危機等がおおむね終了したと認められるとき。
- (2) 常任委員会等にその職務を引き継ぐことが適当と認められるとき。

2 議長は、対策室を解散したときは、直ちに議員及び町長に通知する。

（緊急を要するときの対応等の決定）

第7条 対策室長は、第3条及び第5条の事務において、緊急を要する事案が発生し且つ、早急な対応が必要であると認められるときは、第3条及び第5条の規定にかかわらず、対応等を決定することができる。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月10日から施行する。

令和2年8月27日 一部改正（全員協議会決定）

令和4年3月29日 一部改正（全員協議会決定）